

データ活用基盤・課題解決分科会 道路交通ワーキングチーム  
自動運転に係る制度整備大綱サブワーキングチームの開催について

平成 29 年 9 月 29 日  
道路交通ワーキングチーム主査決定

1. 「官民 ITS 構想・ロードマップ 2017」(平成 29 年 5 月 30 日 IT 総合戦略本部・官民データ活用推進戦略会議決定) および「未来投資戦略 2017」(平成 29 年 6 月 9 日閣議決定) に基づき、データ活用基盤・課題解決分科会(以下、「分科会」という。) 道路交通ワーキングチーム(以下、「ワーキングチーム」という。) に、高度自動運転システムの実現に向けた政府全体の制度整備の方針(大綱)を策定するべく、自動運転に係る制度整備大綱サブワーキングチーム(以下、「サブワーキングチーム」という。) を置く。
2. サブワーキングチームの構成員は、自動運転を含む ITS に関し優れた見識を有する者のうちからワーキングチーム主査が指名する者とする。
3. サブワーキングチームに主査を置き、主査は、ワーキングチーム主査が指名する。
4. サブワーキングチームは、必要があると認めるときは、参考人を招いて意見を聴くことができる。
5. サブワーキングチームの庶務は、関係府省の協力を得て、内閣官房において処理する。
6. 前各項に掲げるもののほか、サブワーキングチームの運営に関する事項その他必要な事項は、主査が定める。